

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入の一部を助成することにより、介護従事者の負担の軽減を図るとともに、働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保及び定着に資するため、介護サービス事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号 以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスを行う事業をいう。

2 この要綱において「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において「介護事業所」とは、介護サービス事業を行う介護事業所・介護施設等をいう。

4 この要綱において「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、以下の埼玉県内に所在する介護事業所を運営する法人及び個人を補助対象者とする。

(1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所

(2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

2 この補助金は、埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施される次の事業を交付の対象とし、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。ただし、当該補助金以外の助成等を受けているものは、補助対象経費としない。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

(交付額の算定方法)

第4条 補助対象経費、補助基準額及び交付額の算定方法については次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費については、実施要領第4条のとおりとする。
- (2) 補助基準額及び交付額については、別表1及び2の1欄に定める区分ごとに、当該所要経費の5分の4と別表1及び2の2欄の又は3欄の額を比較して少ないほうの額を補助額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(対象外)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められる場合。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- (1) 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。

(2) 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(3) 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

ア 経費所要額調書（様式第1号別紙1）

イ 見積書の写し

ウ 導入する機器のカタログ等

エ 事業所の職員数が分かる書類（介護ソフトを導入する場合のみ）

（交付決定通知書の様式等）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を

経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(交付の方法)

第9条 知事はこの補助金について、必要と認めるときは概算払いにより行うことができるものとする。

(状況報告)

第10条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経費所要額精算書（様式第5号別紙2）
- (2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る納品書等の写し（及び内訳）
- (4) 補助対象事業に係る請求書の写し（及び内訳）
- (5) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (6) 導入した介護ロボット等の写真（介護ソフトのみを導入する場合を除く）
- (7) 事業所の職員数が分かる書類（介護ソフトを導入する場合のみ）
- (8) 入札結果報告書（入札を実施した場合のみ）

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(補助金の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令等に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施については、実施要領によるものとし、その他必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。

別表 1

介護テクノロジーの導入支援

	1 対象経費の種類	2 1台あたりの基準額	3 1事業所あたりの補助上限額
①	実施要領第4条第1項(1)で示すテクノロジーのうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されている機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム	100万円	500万円
②	実施要領第4条第1項(1)で示すテクノロジーのうち①と③以外のもの	30万円	
③	実施要領第4条第1項(1)で示すテクノロジーのうちTAISで「介護業務支援」に該当する介護ソフト	表2による	—
④	実施要領第4条第1項(2)で示す費用	—	導入する介護ソフトの経費と合わせて表2の3による。 ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
⑤	実施要領第4条第2項の経費 (パッケージ型導入支援)	—	750万円

別表 2

介護ソフトの基準額

1 職員数（申請時点）	2 基準額 （介護ソフトのみを導入 する場合）	3 基準額 （介護ソフトの導入とあわ せて実施要領第4条第1項 （2）の支援を活用する場 合）
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※その他必要な事項については実施要領第6条に定める。

様式第1号（第6条関係）

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

下記により埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助の対象 希望する補助対象に○をつけてください

	介護テクノロジー（実施要領第4条第1項（1））
	介護ソフトの定着促進支援（実施要領第4条第1項（2））
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（実施要領第4条第2項）

3 添付書類

(1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1）

(2) 見積書の写し

(3) 導入する機器のカタログ等

(4) 事業所の職員数が分かる書類（介護ソフトを導入する場合のみ）

様式第2号（第7条関係）

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の対象

	介護テクノロジー（実施要領第4条第1項（1））
	介護ソフトの定着促進支援（実施要領第4条第1項（2））
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（実施要領第4条第2項）

3 支払方法

4 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金について、事業の変更の承認を受けたいので埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 交付の対象 該当する補助対象に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	介護テクノロジー（実施要領第4条第1項（1））
<input type="checkbox"/>	介護ソフトの定着促進支援（実施要領第4条第1項（2））
<input type="checkbox"/>	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（実施要領第4条第2項）

2 既交付決定額 金 円

3 変更後交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1）
- (2) 見積書の写し
- (3) 導入する機器のカタログ等
- (4) 事業所の職員数が分かる書類（介護ソフトを導入する場合のみ）

様式第4号（第8条関係）

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 交付の対象 該当する補助対象に○をつけてください。

	介護テクノロジー（実施要領第4条第1項（1））
	介護ソフトの定着促進支援（実施要領第4条第1項（2））
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（実施要領第4条第2項）

- 2 中止（廃止）の理由

- 3 中止（廃止）の時期

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金事業が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付の対象 該当する補助対象に○をつけてください。

	介護テクノロジー（実施要領第4条第1項（1））
	介護ソフトの定着促進支援（実施要領第4条第1項（2））
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（実施要領第4条第2項）

- 2 交付決定額 金 円

- 3 交付確定額 金 円

4 添付書類

- (1) 経費所要額精算書（別紙5）
- (2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象事業に係る納品書等の写し（及び内訳）
- (4) 補助対象事業に係る請求書の写し（及び内訳）
- (5) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (6) 導入した介護ロボット等の写真（介護ソフトのみを導入する場合を除く）
- (7) 事業所の職員数が分かる書類（介護ソフトを導入する場合のみ）
- (8) 入札結果報告書（入札を実施した場合のみ）

埼玉県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定をした埼玉県介護テクノロジー
一定着支援事業費補助金については、年 月 日付け実績報告に基づき、
下記のとおり確定します。

記

1 交付の対象

	介護テクノロジー（実施要領第4条第1項（1））
	介護ソフトの定着促進支援（実施要領第4条第1項（2））
	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援（実施要領第4条第2項）

2 交付確定額 金 円

3 交付決定額 金 円

4 差引過不足額 金 円

(宛先)

埼玉県知事

法人所在地

法人名

代表者

役職・氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け高福第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県
介護テクノロジー定着支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条
の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除額（要補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳等